

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2024年4月12日	
【会社名】	株式会社アイリッジ	
【英訳名】	iRidge, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小田 健太郎	
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目11番9号	
【電話番号】	03-6441-2325(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 森田 亮平	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布台一丁目11番9号	
【電話番号】	03-6441-2325(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 森田 亮平	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	189,952,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	358,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2024年4月12日(金)開催の取締役会において決議されています。
- 2 当社は、本第三者割当増資に関連して、割当予定先であるディップ株式会社(以下「ディップ」といいます。)との間で、2024年4月12日付で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結する予定です。
- 3 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	358,400株	189,952,000	94,976,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	358,400株	189,952,000	94,976,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、94,976,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
530	265	100株	2024年4月30日(火)		2024年4月30日(火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と割当予定先との間で総数引受契約(以下「本引受契約」といいます。)を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
- 4 払込期日までに、割当予定先との間で本引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなるとなります。

(3) 【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社アイリッジ 本社	東京都港区麻布台一丁目11番9号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
189,952,000	3,500,000	186,452,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
2 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
新サービス構築に係る 企画・開発・運営費用	186,452,000	2024年5月～2027年3月
合計	186,452,000	

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社取引銀行の口座にて管理する予定です。

当社グループは、「Tech Tomorrow ～テクノロジーを活用して、わたしたちがつくった新しいサービスで、昨日よりも便利な生活を創る～」をミッションとして掲げ、このミッションの下、「OMO事業」として、「アプリ開発×OMOソリューション」を軸に、企業による顧客とのコミュニケーションや顧客のエンゲージメントを高めるためのサービスを提供しています。「OMO事業」では、消費者向けスマートフォンアプリの企画・開発・運用支援に加え、当社のサービス企画・開発力を活かし、従業員向けスマートフォンアプリの企画・開発等DX(デジタル・トランスフォーメーション)ソリューションの拡充を進めています。また、小売・鉄道・金融業界の大企業を中心とした当社の従来の顧客基盤からその他の業界や中堅・中小企業へ顧客拡大を図っています。当社は、このように事業拡大を進める中で、これらの活動をさらに加速することができ、当社と多くの事業シナジーが見込まれる企業との戦略的パートナーシップを模索してきました。

当社は、ディップとの協業を通じ、ディップが保有する強固な顧客基盤に向けて、共同して新たなDXサービスを創出することを目指しています。具体的には、ディップが保有する日本国内の中堅・中小企業15万社の顧客基盤に向けて共同して新たなDXサービスの企画・開発を行い、2025年3月度より順次事業化することを目指しています。

上記の手取概算額186,452千円については、人件費を主とし、サーバー費・外注費等の中堅・中小企業向けDX商材の共同企画・開発・運営費用に充当する予定であります。具体的なサービス内容と開始時期については、当社とディップとの間で締結する業務提携に関する各個別契約において決定することから、いずれも支出の正確なタイミングを予測することは一定の限界があるため、支出予定時期は、会計期間ごとに記載するのではなく、一定程度確実に支出が見込まれる期間を記載しています。

(注) OMO(Online Merges with Offline)とは、スマートフォンアプリ等(オンライン)から店舗等(オフライン)への送客を促すマーケティング施策や、オンラインとオフラインの取組みを融合し、店舗とインターネットの垣根を越えた最適な顧客体験を提供するマーケティング施策のことをいいます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	ディップ株式会社
所在地	東京都港区六本木三丁目2番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第26期(自2022年3月1日 至2023年2月28日) 2023年5月25日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第27期第1四半期(自2023年3月1日 至2023年5月31日) 2023年7月14日 関東財務局長に提出 事業年度 第27期第2四半期(自2023年6月1日 至2023年8月31日) 2023年10月12日 関東財務局長に提出 事業年度 第27期第3四半期(自2023年9月1日 至2023年11月30日) 2024年1月12日 関東財務局長に提出

(注) 割当予定先の概要は本有価証券届出書提出日現在のものであります。

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人的関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は本有価証券届出書提出日現在のものであります。

(3) 割当予定先の選定理由

(本第三者割当増資の目的及び理由)

当社グループは、「Tech Tomorrow ~テクノロジーを活用して、わたしたちがつくった新しいサービスで、昨日よりも便利な生活を創る~」をミッションとして掲げ、このミッションの下、「OMO事業」として、「アプリ開発×OMOソリューション」を軸に、企業による顧客とのコミュニケーションや顧客のエンゲージメントを高めるためのサービスを提供しています。「OMO事業」では、消費者向けスマートフォンアプリの企画・開発・運用支援に加え、当社のサービス企画・開発力を活かし、従業員向けスマートフォンアプリの企画・開発などDX(デジタル・トランスフォーメーション)ソリューションの拡充を進めています。また、小売・鉄道・金融業界の大企業を中心とした当社の従来の顧客基盤からその他の業界や中堅・中小企業へ顧客拡大を図っています。当社は、このように事業拡大を進める中で、これらの活動を更に加速することができ、当社と多くの事業シナジーが見込まれる企業との戦略的パートナーシップを模索してきました。

ディップは、企業における人材採用の支援を行う「バイトル」などの求人メディアを運営する「人材サービス事業」に加え、デジタル技術を活用した中堅・中小企業向けに特化したソリューションを提供する「DX事業」を展開しています。ディップは、「人材サービス事業」においては求人メディア運営を通じて日本国内の中堅・中小企業15万社の顧客基盤と強固な営業体制を有しており、「DX事業」においてはこれらの顧客基盤に向けたDXサービスラインナップの拡大を行っています。このように、当社とは異なる強みを持つディップと情報交換を開始し、協業に向けた協議を従前から継続してきました。今般、当社とディップが業務提携を行い、当社が保有するスマートフォンアプリをはじめとしたDXソリューションの企画・開発力を活かし、ディップが保有する強固な顧客基盤に向けた新たなDXサービスを共同で創出することで、両社の事業拡大が可能であり、当社の中長期的な企業価値の向上にも資すると判断しました。

また、かかる業務提携の目的を達成するためには、当社とディップのより長期的で安定的な関係を構築すべく、

ディップが当社普通株式を保有する資本関係を築く必要があると判断したため、本第三者割当増資を実施することとし、資本業務提携を行うこととしました。

(資本業務提携の内容等)

当社は、ディップとの間で、2024年4月12日付で本資本業務提携契約を締結することとしました。本資本業務提携契約の内容は以下のとおりです。

資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、ディップに対して、当社普通株式358,400株(当社の発行済株式総数の5.00%(小数点以下第3位を四捨五入))を割り当てます。

業務提携の内容

当社及びディップは、パートナーシップ関係を構築し、ディップが保有する強固な顧客基盤に向けた新たなDXサービスを共同で創出し、両社の事業を拡大させることを目指して以下のような業務提携を行います。具体的には、ディップが保有する日本国内の中堅・中小企業15万社の顧客基盤に向けて共同して新たなDXサービスの企画・開発を行い、2025年3月期より順次事業化することを目指しています。また、今後、当社グループ及びディップの更なる業務提携についても検討や協議を進めます。各業務提携の詳細については、当社及びディップとの間で締結する業務提携に関する各個別契約において決定する予定です。

() 外食業界向けのスマートフォンアプリ等を活用した集客支援ツールなど、営業支援領域、採用・労務領域、販促支援領域における中堅・中小企業向けのDX商材の共同企画・開発・運営等

() 当社がディップから委託を受けて行うDX商材の開発等

() ディップが当社の独占販売代理店として行うDX商材の営業・販売等

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 358,400株

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるディップから、本第三者割当増資により割り当てる普通株式の保有方針について、資本業務提携の一環として継続的に保有する方針であることを口頭で確認しています。

なお、当社は、ディップから、ディップが払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得する普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を直ちに当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、ディップから、本第三者割当増資の払込みに要する資金を保有している旨の表明を受けています。また、当社は、ディップが2024年1月12日付で関東財務局長宛てに提出している第27期第3四半期報告書及び2023年5月25日付で関東財務局長宛てに提出している第26期有価証券報告書により、財務諸表の現預金並びに経営成績及び財務状態を確認し、ディップが本第三者割当増資の払込みのために必要な資金を保有していることを確認しています。

(7) 割当予定先の実態

当社は、ディップが東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出した2024年2月20日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項」の「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況を公表していることを確認しています。したがって、当社は、ディップは反社会的勢力と一切関係ないと判断しています。

さらに、当社は、ディップとの間で締結する本資本業務提携契約において、ディップから、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明及び保証を受けています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資の払込金額については、ディップとの協議により、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日(2024年4月11日)の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値である530円としました。本第三者割当増資の払込金額の算定方法として取締役会決議日の直前営業日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。また、当社は、かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な発行価格であると認識しています。

なお、当該払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(2024年4月11日)までの直前1か月間の当社普通株式の終値単純平均値である541円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様)に対して2.03%のディスカウント(小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率及びプレミアム率の数値の計算について同様)、直前3か月間の終値単純平均値である527円に対して0.57%のプレミアム、直前6か月間の終値単純平均値である543円に対して2.39%のディスカウントとなる金額です。

以上のことから、当社は、本第三者割当増資の払込金額の算定方法は、適正かつ妥当であり、当該払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しています。

また、当社の監査等委員会(3名で構成され、全員が社外取締役)から、本第三者割当増資の払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資によりディップに対して割り当てられる株式数は358,400株(議決権数3,584個)であり、2023年12月31日現在の当社発行済株式総数7,166,454株(うち、自己株式170株)に対し、5.00%(2023年12月31日現在の議決権総数71,623個に対しては5.00%)の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら、当社としては、資本業務提携の一環として行われる本第三者割当増資を通じた当社とディップとの関係の強化は、本資本業務提携契約に基づく業務提携を確実に推進する上で重要であり、かつ、当該業務提携は当社における事業の成長性・収益性の向上に資するものであるため、当社の中長期的な企業価値の向上に繋がるものと考えています。そのため、当社は、本第三者割当増資による普通株式の発行数及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
小田 健太郎	東京都狛江市	2,310,464	32.26%	2,310,464	30.72%
株式会社日本カストディ 銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 -12	464,000	6.48%	464,000	6.17%
ディップ株式会社	東京都港区六本木三丁目2 番1号			358,400	4.77%
五味 大輔	長野県松本市	250,000	3.49%	250,000	3.32%
初雁 益夫	埼玉県比企郡	140,000	1.95%	140,000	1.86%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6 番1号	136,917	1.91%	136,917	1.82%
株式会社NTTデータグルー プ	東京都江東区豊洲3丁目3 -3	130,000	1.82%	130,000	1.73%
各務 正人	東京都港区	126,000	1.76%	126,000	1.68%
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋 2丁目4-2	100,000	1.40%	100,000	1.33%
アイリッジ従業員持株会	東京都港区麻布台1丁目11 -9	75,155	1.05%	75,155	1.00%
株式会社タイムチケット	東京都渋谷区神宮前2丁目 34-17	64,000	0.89%	64,000	0.85%
計		3,796,536	53.01%	4,154,936	55.25%

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2023年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しています。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本第三者割当増資による変動を反映しています。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しています。

4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合」は、当社の2023年9月30日現在における総議決権数である71,623個に、本第三者割当増資によってディップに割り当てられる当社普通株式に係る議決権数(3,584個)を可算した後の総議決権数75,207個に対する割合です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出以降、本有価証券届出書提出日(2024年4月12日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年4月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しています。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第15期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年4月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しています。

(2023年6月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2023年6月27日開催の当社第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、小田健太郎、渡辺智也及び森田亮平の3氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
議案					
小田 健太郎	39,109	955	-		可決 97.53
渡辺 智也	39,176	888	-	(注) 1	可決 97.70
森田 亮平	39,155	909	-		可決 97.64

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第15期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年4月12日)までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は以下のとおり増加しています。

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2023年4月1日 ~ 2023年7月20日 (注1)	10,800	7,095,154	1,708	1,190,578	1,708	1,183,578
2023年7月21日 (注2)	30,900	7,126,054	10,768	1,201,346	10,768	1,194,346
2023年7月22日 ~ 2024年4月12日 (注1)	64,800	7,190,854	6,218	1,207,564	6,218	1,200,564

(注) 1 スtock・オプションとしての新株予約権の行使による増加であります。

2 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。

発行価格 697円

資本組入額 348.5円

割当先 当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)2名

当社子会社取締役4名

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでいます。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第3四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としています。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年 6月26日

株式会社アイリッジ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久世 浩一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 喜裕

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイリッジの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイリッジ及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社Q o i lに係るのれんの評価及び繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結子会社である株式会社Q o i lの営むオフラインマーケティング関連領域の市場は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等により、顧客企業の予算縮小やリアルプロモーションの延期・中止といった影響を受けた。特に株式会社Q o i lの主たる商材であるPOP・イベント等の企画・制作・運営・管理の受託は、当連結会計年度においてもコロナ禍以前の水準には回復していない。</p> <p>経営者は当該影響からの回復を含む将来の事業計画を基礎として、のれん及び繰延税金資産における会計上の見積りを実施している。</p> <p>【のれんの評価】</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、当連結会計年度末において株式会社Q o i lに係るのれんが362,499千円計上されている。</p> <p>経営者は、コロナ禍の影響が経営環境の著しい悪化に該当するとして当該のれんについて減損の兆候を識別しているが、将来の事業計画を基礎として見積もられた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、当連結会計年度において減損損失を計上していない。</p> <p>【繰延税金資産の回収可能性】</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、当連結会計年度末において株式会社Q o i lでは繰延税金資産が206,327千円（うち、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産が175,286千円）計上されている。</p> <p>経営者は、将来の収益力に基づく課税所得に基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しており、当該課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としている。</p> <p>これらの会計上の見積りの基礎となる株式会社Q o i lの将来の事業計画は、顧客企業との安定的な関係を基盤にして、新型コロナウイルス感染症の影響下からオフラインマーケティング市場が回復するのに応じて売上高が増加するとの重要な仮定に基づいて作成されており、不確実性を伴うため、経営者による判断が連結財務諸表に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より、当監査法人は、株式会社Q o i lに係るのれんの評価及び繰延税金資産の回収可能性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社Q o i lに係るのれんの評価及び繰延税金資産の回収可能性に係る検討のため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>経営者による減損の兆候及び認識の判定に関する内部統制、繰延税金資産の回収可能性の評価に関する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)のれんの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 減損の兆候に関する判断の妥当性、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較する計算の正確性を検討した。 割引前将来キャッシュ・フローについて、その基礎となる事業計画との整合性を確かめた。 <p>(3)繰延税金資産の回収可能性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」で示されている企業の分類の判断、税務上の繰越欠損金を含めた将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング、回収が見込まれる金額の計算の正確性を検討した。 将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングについて、その基礎となる事業計画との整合性を確かめた。 <p>(4)将来の事業計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度に新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえて策定した事業計画と実績を比較検討した。 事業計画について、重要な仮定や達成可能性に影響するリスク要因について経営者へ質問し、理解した。 重要な仮定であるオフラインマーケティング市場の新型コロナウイルス感染症の影響について、広告市場調査に関する外部レポートの閲覧、同業他社との業績比較により、その合理性を検討した。 会社が当該仮定の基盤と考える顧客企業との安定的な関係が継続しているかを検討するため、顧客別の売上高推移分析や受注見込資料の閲覧を実施した。 連結会計年度末日後の売上高の計画と実績を比較して、事業計画を下方に修正する要因がないかどうかを検討した。

超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は事業領域の拡大を目的として複数の非上場企業に投資しており、当連結会計年度末において投資有価証券（非上場株式）が514,167千円計上されている。</p> <p>非上場株式の取得価額は、超過収益力を見込んで1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額となっている株式が含まれている。そのような非上場株式の評価に当たっては、投資時の超過収益力が毀損することにより実質価額が著しく下落したときに減損処理を行うこととしている。</p> <p>当連結会計年度において実質価額の著しい下落により減損処理を実施している非上場株式はないが、投資時の超過収益力が毀損していないか判定するに当たっては、投資先の事業計画の達成状況や事業の進捗状況、将来の成長性等を総合的に勘案して判断するため、見積りの不確実性を伴い、経営者による判断が連結財務諸表に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より、当監査法人は、超過収益力等を見込んで投資した非上場株式の評価が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、特に実質価額の算定に関する統制に焦点を当てて評価した。</p> <p>(2)投資有価証券（非上場株式）の評価 ・投資先の投資時の事業計画の達成状況について、当該事業計画と投資後の実績を比較した。 ・超過収益力の毀損の有無に関する経営者の判断を評価するために、投資時の事業計画と実績を比較した。また、事業の進捗状況や将来の成長性に関して経営者への質問や投資先の業績報告資料を査閲した。 ・投資有価証券の第三者への売却が見込まれる場合は、当該第三者との協議資料等を閲覧し、売却予定価額が会社の取得価額を著しく下回っていないかどうかを検討した。</p>

受注制作のソフトウェアの収益認識に関連する総原価の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度において計上された売上高のうち、進捗度に基づいて認識している受注制作のソフトウェアに係る売上高は92,892千円である。</p> <p>受注制作のソフトウェアについては、一定の期間にわたって履行義務が充足されるものであることから、期間がごく短いものを除いて当該履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によって測定されており、インプット法の基礎となる総原価の見積りには、工数・外注費等の見積りが含まれる。</p> <p>会社は受注時に契約ごとに工数・外注費等を見積り承認するとともに、定期的に契約の現況を踏まえ見直し承認する等の内部統制を整備し、運用している。</p> <p>しかし、開発業務は契約ごとの個別性が高く、顧客要望の追加や変更、予期せぬ事象の発生によってシステム仕様の追加又は変更が生じ、想定外の作業が必要になる可能性がある。</p> <p>そのため、工数・外注費等を含めた総原価の見積りには高い不確実性が伴う。</p> <p>以上より、当監査法人は、進捗度に基づく受注制作のソフトウェアの収益認識に関連する総原価の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、進捗度に基づく受注制作のソフトウェアの収益認識に関連する総原価の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、特に以下に焦点を当てて評価した。 ・受注時の見積総原価の合理性を担保するための統制 ・顧客要望の追加や変更、予期せぬ事象の発生等による影響を、適時・適切に見積総原価に反映するための統制</p> <p>(2)総原価の見積りの合理性の評価 ・前連結会計年度末に制作中で当連結会計年度に完了した案件について、前連結会計年度末時点の見積総原価と発生原価とを比較することにより、総原価の見積りの精度を評価した。 ・当連結会計年度末に制作中の案件について、粗利率や進捗率を分析することで、見積総原価や進捗率の妥当性を検討した。 ・期末月に完成した金額的重要性の高い案件については顧客へ確認状を送付し、取引の完了状況を確認した。 ・金額的重要性に基づいてサンプル抽出した案件について、受注金額や見積総原価、実際原価の根拠証拠との突合、進捗率の再計算を実施した。 ・連結会計年度末日後の発生原価について見積りと実績を比較して、見積総原価を修正する要因がないかどうかを検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイリッジの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイリッジが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十

分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年 6 月26日

株式会社アイリッジ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久世 浩一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 喜裕

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイリッジの2022年4月1日から2023年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイリッジの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社Q o i lに係る関係会社株式の減損判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、当事業年度末において株式会社Q o i lに係る関係会社株式が1,669,755千円計上されている。</p> <p>会社は株式会社Q o i lに係る関係会社株式を、のれんの超過収益力や回収可能な繰延税金資産を反映した実質価額で取得している。のれんの超過収益力や繰延税金資産の回収が見込めなくなることにより、実質価額が大幅に低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となる。</p> <p>会社は減損処理の要否を検討するに当たり、取得価額とのれんの超過収益力や回収可能な繰延税金資産を反映した実質価額を比較している。当事業年度において実質価額は大幅に低下しておらず減損処理は行われていないが、当該実質価額に含まれる超過収益力や繰延税金資産の評価については、連結貸借対照表に計上されているのれん及び繰延税金資産と同様の経営者による見積りの要素が含まれ、不確実性を伴うため、経営者による判断が財務諸表に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より、株式会社Q o i lに係る関係会社株式の評価が、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>のれんの超過収益力及び繰延税金資産の回収可能性の評価に係る監査上の対応については、連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書の監査上の主要な検討事項を参照。</p>

超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価
<p>財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書ではこれに関する記載を省略する。</p>

受注制作のソフトウェアの収益認識に関連する総原価の見積りの合理性
<p>財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「受注制作のソフトウェアの収益認識に関連する総原価の見積りの合理性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「受注制作のソフトウェアの収益認識に関連する総原価の見積りの合理性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書ではこれに関する記載を省略する。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような

重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月8日

株式会社アイリッジ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久世浩一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石川喜裕

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイリッジの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイリッジ及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。